

I 補助事業について

1 事業の目的

物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業が、「稼ぐ力」の安定・強化を図り、その利益を原資とした賃上げによって、成長と分配の好循環を生み出していくことが重要です。

このため、生産性向上に資する設備導入等に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指します。

2 補助制度の概要

事業区分	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
生産性向上促進事業	生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備の導入等	○製造工程の改善に資する設備 ○検査工程の改善に資する設備 ○調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備など	補助対象経費の1/2以内 ただし、小規模事業者は2/3以内	500万円※ (下限額25万円)

※中小企業者(小規模事業者を除く)については、補助対象経費が50万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の事業が対象。

小規模事業者については、補助対象経費が37.5万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の事業が対象。

補助対象経費の区分	内容	補助上限額	
① 機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500万円
② ITサービス導入費	補助事業の遂行に必要なITサービスやシステムの導入・開発に要する経費	50万円	
③ 施設工事費※	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100万円	

※③のみの申請はできません。また、交付決定後の事由により、①及び②の費目を取り消された場合は、③の費目も併せて取消しとなります。



注意事項

- 同一事業者が複数の申請をすることはできません(複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件となります)。
- 国・県・市町村が補助する他の制度(補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と重複する事業は本補助金の補助対象外となります。

3 補助対象者

(1) 神奈川県内に事業所を有する「中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)」第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

※系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者も含む）は、補助対象外とします。

※次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、対象外とします。

- ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- ⑥ 申請時において、確定している直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える小規模事業者（*）

*設立の日の翌日以後 3 年を経過していない場合は、みなし大企業等に該当しないものとする。

ただし、次の場合を除く。

- ・ 特定合併等に係る合併法人等に該当すること。
- ・ 過去 3 事業年度のいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと。
- ・ 外国法人であること
- ・ 過去 3 事業年度のいずれかの時において連結法人に該当していたこと。

(2) 特定非営利活動法人

※特定非営利活動法人は、以下ア～エの要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。

ア 「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）」第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行うものであること。

イ 従業員数 300 人以下であること。

ウ 「法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）」第 2 条第 13 号に規定する「収益事業」を行う特定非営利活動法人であること。

なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

エ 認定特定非営利活動法人でないこと。

(3) 社会福祉法人

※社会福祉法人は、以下ア～ウの要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。

ア 「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」第 32 条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。

イ 従業員数が 300 人以下であること。

ウ 「法人税法」第 2 条第 13 号に規定する「収益事業」を行う社会福祉法人であること。

※令和 6 年度に生産性向上促進事業費補助金や小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付（支払い）を受けた方も、申請の対象となります。

※令和 2～5 年度に実施していたビジネスモデル転換事業費補助金の交付（支払い）を受けた方も、申請の対象となります。

4 補助率

ア 神奈川県内に事業所を有する「中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)」第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（イの小規模事業者を除く）、特定非営利活動法人（イの小規模事業者を除く）、社会福祉法人（イの小規模事業者を除く）：1 / 2 以内

イ 神奈川県内に事業所を有する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成 5 年法律第 51 号)」第 2 条に規定する小規模事業者、従業員数 20 人以下の特定非営利活動法人及び社会福祉法人：2 / 3 以内

※中小企業者と小規模事業者についての詳細は、P. 8 でご確認ください。

5 補助要件

- (1) 本公募要領に沿う事業であること
- (2) 付加価値額を年率平均 1.5%(3 年で 4.5%) 以上増加させる計画であること
- (3) 給与支給総額を増加させること
- (4) 令和 6 年 4 月 1 日までに創業していること
- (5) 申請日時点で神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (6) 補助対象となる事業を神奈川県内の自社の事業所で実施すること
- (7) 申請者が主体的に事業の遂行をすること
- (8) 様式 1 - 3 に記載する、県が求める事項に誓約していること
- (9) 補助事業実施期間内に、「発注」、「納品、利用等」、「支払い」が完了する事業であること
- (10) 県税の未納がないこと
- (11) 営業許可等を受けている、又は補助事業完了までに許可等を取得する見込みがあること（行政庁の許可等が必要な業種の場合）
- (12) 公序良俗に反しない事業であること
- (13) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- (14) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、下記のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうちアに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

6 公募期間

6 月公募 令和 7 年 5 月 1 日（木）9 時～ 令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時（受信有効）

7 月公募 令和 7 年 7 月 1 日（火）9 時～ 令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時（受信有効）

8 月公募 令和 7 年 8 月 1 日（金）9 時～ 令和 7 年 8 月 29 日（金）17 時（受信有効）

電子申請システムによる申請について、詳しくは P. 22 をご覧ください。

※5 月 1 日(木)から 6 月 1 日(日)については、郵送による申請のみ受け付けます。

※各公募締切の末日 17 時まで(受信有効)に提出された申請は全て審査を行います（先着順ではありません）。なお、郵送の場合は当日消印有効とします。

※料金後納郵便・別納郵便は消印が押印されませんので、到達日を消印日として扱います。トラブル防止のため、到達日の分かる方法で送付してください。

7 事業実施期間

交付決定日から令和8年1月31日（土）まで

交付決定日から令和8年1月31日（土）までに実施した事業が補助対象です。交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和8年1月31日（土））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」を完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合や、令和8年2月1日（日）以降に「納品・工事完了等」及び「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

また、交付決定後は速やかに補助事業に取り組んでください。補助事業実施期間内に補助事業が完了しなかった場合は補助の対象となりませんので、ご注意ください（P.38 V **3 補助事業の遅延**参照）。